

令和 5 年 5 月

大阪府電設工業健康保険組合

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金
支給申請の特例措置の終了について

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請については、特例措置として、医師意見書（療養担当者記入欄）の証明がない場合であっても、被保険者からの申立書等により支給申請できることとなっております。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となったことに伴って特例措置が終了し、新型コロナウイルス感染症についても申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の申請については、他の疾病と同様に医師意見書（療養担当者記入欄）の証明が必要となりますのでお知らせいたします。

以上の件につきまして、ご不明な点がございましたら健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL : 06 - 6385 - 2851